

戦後二十年の日本経済の成長を支えた要因は、いまや顕著な変容をきたしつつある。これからは、効率性に徹しない限り新たな発展は期待できない。しかし、過去の成長の中にわれわれは国民の旺盛なエネルギーを確認した。このエネルギーを新しい環境にそくして再編成すれば、未来は引き続き明るく、世界におけるわが国の地位をさらに高めるであろう。

関西経済同友会は、本年度創立二十周年を迎える。戦後の荒廃の中に設立された経済同友会が「われわれ職能人の経験と知識が国の施策に十分に活かされなければ日本経済の秩序ある再建はおぼつかない。今こそ同志相ひきいて経済の再建に総力を傾注すべき時期ではあるまいか。(経済同友会設立趣旨書)」とまことに壮たる意気をもって発足した創設の精神に思いをはせ、重大な転換期を迎えた今日、われわれは新たな使命感をもって未来への挑戦を試みなければならない。

資本自由化に関する提言

(四二・三・三一 関西経済同友会)

過年来各界を挙げて検討を重ねてきた資本自由化特に対日直接投資の自由化は、今や抽象論議の段階を終えて具体的な実践の時期を迎えている。わが国が先進工業国の一員として、国際的視野に立脚した発展を指向する限り、世界の大勢たる資本自由化に対して、この際大局的に前向き姿勢を明確に打出すとともに、自由経済本来の合理性と経済全般にわたる効率性の追求によって、繁栄の道を切りひらいていくべきはいう

までもない。

しかしながらその具体的な実施に当たっては、外資の活動による景気金融政策をはじめとする国民経済の円滑な運営に対する障害および国内産業体制ならびに社会秩序に対する急激な攪乱を回避しつつ、長期的にみて企業、国民生活のいずれの面においても、自由化が真の国家的利益をもたらすよう、慎重な運用と的確な対策が講じられなければならない。

かかる観点から、関西経済同友会は当面の直接投資自由化政策の方向に関し、関係当局に対して次の諸点を提言する。

一、資本自由化の進め方について

わが国産業は近年真剣な体質改善努力を傾注しつつあるとはいえ、技術開発力、販売力、資本力、資金調達力等総合的な経営力において、欧米有力企業に対しなお劣勢な面が多い。なかんずく、将来日本経済発展の中核を担うべきいわゆる戦略的産業ならびに社会的に広汎な拡がりをも有する中小企業、流通部門は、国際的水準への立遅れが顕著である。

それだけに、経済政策、産業政策、社会政策のいずれの角度からみても当面全面的な資本自由化はもとより不可能であり、慎重な配慮のもとに次の方向に沿った漸進的な実施を図るべきである。

(1) まず当面、欧米諸国の苦情の的となっている許認可事務処理面における手続きの簡素化、審査期間の短縮化を一層推進し、かつこれを明示することによって、わが国の自由化に対する積極的な姿勢を示すべきである。

(2) 次に基本的には、一定の経過期間において、この間業界における自由化体制の進捗状況に応じて、部分自由化の範囲を漸進的に拡大する方向で進むべきである。

(3) 当面の自由化の運用基準に関しては、

(イ) 外国投資家による既存企業の持株比率をある程度引上げることがはやむを得ないが、その限度は累積投票請求権との関係を十分考慮し

て決定する必要がある。

- (ロ) 新設企業の場合、業種別分類に基づく運用が方向として適切であるが、多少とも問題ありと認められる業種は当分要認可業種に分類したうえで、自由化時期の用途を示し体制整備を急がせることが望ましい。

- (4) 外資の認可に際しては、進出後の既得権乱用を未然に防止するため、業務分野、市場占有率ならびに当該外資の原材料調達の国内産業に与える影響等を十分考慮した付帯条件を公表するとともに、他部門への進出、業種転換等については外資法に基づく要再認可事項として厳密な運用が必要である。

二、資本自由化に対する体制整備について

資本自由化に対応するためには、産業界ないし個別企業が自主的な努力によって経営力の強化を図り、経済の効率的、合理的運営に徹することが必要ないうまでもないが、当局はかかる体質改善を早急に結実させるため、次の諸般の対策を一段強化し、産業体制整備の環境づくりを急ぐことが緊要である。

- (1) 自由化体制下における企業発展の必須の要件たる技術開発力の強化について、

(イ) 民間の自力開発の及ばざる基礎的研究部門においては、国家による総合的な研究開発体制の強化、ないし政府資金の積極的投入による官民協同開発体制の確立を図るとともに、

(ロ) 民間部門の科学技術開発を助成するため、研究開発支出に応じた課税減免措置の拡充、特別準備金の創設が望ましい。

- (2) 企業の自主的な集約、専業化、業種転換等の再編成による産業体制の整備を促進するため、一定の要件を備えた再編成に対する財政、税制、金融面の助成措置についてさらに積極的な配慮が必要である。特に問題の多い中小企業、流通部門については、一定の経過期間に抜本

的な近代化が行われ得るよう、総合的な近代化政策を推進する必要がある。

- (3) 産業体制の整備と秩序ある取引を維持するため、関連法規の一段と適正な運用が必要である。すなわち、独禁法については、企業の合併、業務提携等の再編成に対して国際的視野に立った弾力的な運用を図る一方、外資を含めた国内取引秩序の紊乱ないし不公正取引に対しては、その厳正な運用を通じて規制すべきである。また特許法、割賦販売法等に関しても、自由企業体制の本質を制約しない範囲において現行法規を十分活用し、外資による過当な割賦条件、特許独占等の弊害を防止することが必要と考えられる。

国際化時代における経済発展の条件

——創造性の高揚——

(四二・一〇・二七)

第25回関西経済同友会大会共同声明 於神戸

一、国際化の認識

- (1) わが国の経済は、三十年代の高度成長を通じ、欧米なみの重化学工業化を達成し、いまや量的には、先進国の中でも上位に位するに至った。しかしながら、わが国の経済は周期的に国際収支の悪化にみまわれ、そのつど大幅な景気の振幅をくり返しており、現に海外景気の停滞が多分に作用しているとはいえ、国際収支の不安から、四十年代はじめての景気調整策が実施されるに至っている。これらは基本的には、わが国の産業構造と企業経営の質的な脆弱さに起因するものとみ